

活動結果報告書

平成 31年 2月 1日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 中西昭雄



下記のとおり報告します。

日 程 平成 31年 1月 28日（月曜日）～平成31年 1月 29日（火曜日）

活動先 東京 参議院会館 経済産業大臣政務乾渥

活動目的 改正入国管理法の概要並びに多文化共生の今後の方向制

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

参加者・政新会、城戸氏、川崎氏、安立氏 末馬会 近藤氏 清水氏 中西 以上6名 参加

1月28日 参議院会館会議室 「特定技能実習生制度の概要の説明会」

説明者 法務省入国管理局 入国在留課在留管理業務室 菅野室長 特別永住審査係長

法務省入国管理局 総務課企画室 財津法務専門幹

「内容」

特定技能実習生の在留資格制度の概要ならびに現在の整備状況について説明を受けた、今後増加するであろう在留外国人への一元的相談窓口の整備が急務とされるが

全国に100箇所とある設置箇所について越前市の現在の状況を説明しより地方の実情に沿った要綱の整備を要望した

1月29日 AM10:00～

瀧波宏文 経済産業大臣政務官 表敬訪問並びに意見交換会

「政務官の執務内容の説明を受けるとともに」越前市を巡るさまざまな課題について意見交換を行った、また本市の魅力でもある“もの作り”の街と言う点で大都市への

アンテナショップの開設や、販売増のための施策についても要望をおこなった、全国の先進事例を紹介していただくことや 支援などについて協議していくこととした

活動結果報告書

平成 31年 1月 15日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 中西昭雄



下記のとおり報告します。

日 程 平成 31年 1月 10日(木曜日)～平成31年 1月 11日(金曜日)

活動先 全国市町村国際文化研究所〈滋賀県 大津〉

活動目的 市町村議会議員研修〈防災と議員の役割〉受講

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

地震や集中豪雨等の災害に備え 平時からの防災の心構えや地域での連携の重要性
を研修した、さらに同じく研修に参加した全国の市町村議会議員と共に、演習等の
双方向型研修を行い、現在の防災対策に関連する諸課題について議論を行い
全国市町村それぞれが持つ課題の多様性を再認識すると共に当市の持つ課題に対し
違う視点での見方を持つことが出来る一助となった

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成 31年 2月 28日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 中西昭雄



下記のとおり報告します。

日 程 平成 31年 2月 21日(木曜日)～平成 年 月 日(曜日)

活動先 越前市国際交流協会

活動目的 多文化共生〈在日外国人との交流〉の現状を研修

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

国際交流協会の運営について（参加者 笠原会長、大谷運営委員長 他会員）

報告事項 1月現在の外国人住民数 4,316名（先月比28名減）5.22%

災害時の外国人支援（防災対策研修会の報告）、外国につながるこどものための学習支援事業（つんどく）に教室進捗

市日中友好春節の集いについて 就学前児童のための日本語プレクラスへの協力（日本語講師派遣について）

〈仮称〉市民センター進捗状況について（市民自治推進課 報告）

改正入管法に伴うワンストップ支援センターの設置可能性について（全国に100箇所とある設置箇所）の詳しい情報が不足しているなど 新しく施行される

越前市多文化共生プランについてどこまで具体的な支援や依頼が来るのか未知数である 今後の情報連携をさらに深めて行きたいとした

越前市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中 1-2-3 センチュリープラザ 2 階内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画および実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画および実施
- (3) 越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査および研究
- (8) 他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2 名

2 協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

(役員を選任)

第7条

- 1 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
- 2 監事は、総会で選任する。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条

- 1 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、協会の会計および事業を監査する。
- 4 理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

(役員の任期)

第9条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員ある場合、別途会長が任命する。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条

- 1 協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(総 会)

第11条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関する事。
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (3) 予算および決算に関する事。
 - (4) 役員の選任に関する事。
 - (5) その他重要な事項に関する事。

(理事会)

第12条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(運営委員)

第13条

- 1 協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会員の中から会長が任免する。
- 3 運営委員の任期は総会までの1年とする。

(運営委員会)

第14条

- 1 運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
- 2 運営委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 運営委員長を選任に関すること。
 - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第15条

- 1 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

(情報などの公開)

第16条

- 1 本会の会議はすべて公開を原則とする。
- 2 会員は随時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(会 費)

第17条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体または法人 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会 計)

第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成20年度総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月2日から施行する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成 30年 9月 30日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 中西昭雄



下記のとおり報告します。

日 程 平成 30年 9月 29日(土曜日)～平成 年 月 日(曜日)

活動先 クールディズカフェ〈越前市 家久町〉

活動目的 市政報告会〈20名参加〉

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

9月議会を終え地元有権者〈20名〉に市政報告会を行った

報告内容 9月議会審議報告

9月議会 平成30年度補正予算内容 〈インバウンド観光調査事業1000万円〉

〈サンドーム南瓜生産業団地造成事業 9500万円〉他

その他の議案 〈こどもの未来応援事業 ICT事業〉

〈たけふ福祉工場、さんハウスたけふの指定管理者への譲渡について〉

〈仮称 市民センター〉他

これらの報告に対し 市民センターのアルプラザはどうなるのか？ この冬の除雪体制
派大丈夫なのか？ 瓜生団地が出来るとますます外国人が増えていくからごみの分別な
どますます迷惑になるからちゃんと説明してほしいなどの 多くの要望を伺った
今後着実にこれらの課題に対し少しでも改善できるよう努力したい旨をお伝えした